🛕 重要です。必ずご確認ください! 🛕

建設キャリアアップシステムの事業者登録の有効期限は、 新規登録完了月から数えて5年後の月末です。

- (※1) 2018年4月から2019年3月の新規登録事業者は、本格運用が2019年4月であったこ とから、一律、**有効期限を2024年3月31日に設定**しています。
- (※2) 有効期限は、システムにログイン後の画面に表示されます。

更新完了までの流れ

Step1

「CCUS事業者登録更新のお願い」メールを確認

更新の半年前に、登録責任者宛てに届きます。



Step2

更新の申請を行う

インターネットまたは認定登録機関にてお手続き。 (更新内容に基づき、審査させていただきます)



Step3

事業者更新料のお支払い

審査完了後、メールまたは郵送にて案内 ※一人親方は無料です。



事業者更新完了

※管理者ID利用料は、従前と同じ月のお支払いとなります。

更新手続きは、有効期限の6ヶ月前から可能です。

- ▷「CCUS事業者登録更新のお願い」メールを必ずご確認ください。(内容参照)
- ▷ 処理を円滑に進めるため、遅くとも有効期限の1ヶ月前までには更新申請されるようお願いします。
- ▷ 有効期限までに更新申請されない場合、CCUSが利用できなくなります。ご注意ください。

更新申請は、簡素化が図られています。

- ▶申請いただくのは、変更箇所のみです。(変更がない場合、新たな証明書類等の添付は不要です。)
- ▶ 登録情報に変更がある場合、更新申請で変更することが可能です。別途変更申請の必要はありません。

確認書類等の詳細

証明書類等をご用意いただくケース。

- ▷ 登録情報のうち、下記①から⑦までの事業者情報について変更がある場合、事業者確認書類※が必要です。
 - ①商号または名称
 - ②建設業許可の有無(有の場合は建設業許可番号)
 - ③法人・個人区分(法人・個人・一人親方のいずれか)
 - ④法人番号
 - ⑤代表者名
 - 6所在地
 - ⑦資本金(個人事業主の場合は0円)
- ▷建設業許可の更新・変更がある場合、事業者確認書類※が必要です。
- ▷ 社会保険等について変更がある場合、証明書類※が必要です。(P2「登録申請書に添付する書類」参照)
- ※各証明書類は、**インターネット申請の場合はjpeg画像データを、認定登録機関での申請の場合は原本あるいは写し**を ご用意ください。



CCUS のウェブサイトはこちら
⇒ https://www.ccus.jp/



CCUSに関するお問い合わせ先は、 (一財)建設業振興基金までお願いします。 お問い合わせフォーム



出典



作成

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室(建設業第一グループ) 電話: 052-954-6502



